小学校卒業まで保管

緑野小安心安全マニュアル

災害や非常事態はいつ起こるか分かりません。万が一、そういったことが起きた場合、児童の安全確保の仕方や、保護者の皆様への連絡方法が重要課題であると考えます。不測の事態にも対応できるよう、これらの課題を見直し検討して「緑野小安心安全マニュアル」を作成しました。「児童の安心安全」のために本マニュアルが有効活用できるよう、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。また本マニュアルには子どもの安全を確保するために、ＳＮＳ、いじめについての項目も記載しています。

～目　次～

	ページ
１　はじめに	２
２　基本的な防災活動	２
３　災害時の学校側の対応	３～５
（１）台風接近時の対応	
（２）地震時・風水害時・落雷時 または、近隣での事件・不審者等の対応	
（３）弾道ミサイル発射に係る対応	
（４）熱中症への対応	
４　引き渡しについて	６
５　災害用伝言ダイヤル１７１	７
６　不審電話の対応について	８
７　ＳＮＳ緑野小ルール	９～１１
８　緑野小いじめ防止基本方針	１２～１５

大きな変更がない限り、６年間使用します。大切に保管してください。

狛江市立緑野小学校

１　はじめに

本マニュアルは、本校で行ってきた緊急時の対応を一部見直し、まとめたものです。手の取りやすい場所においていただき、お子様と一緒に、緊急時にはどういった対応をとるのか、お話をしていただきたいと思います。また、**場合によっては、学校の対応がマニュアル通りにいかない場合も想定されます。本マニュアルは原則的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの緊急時の備え、自主的な判断をお願いいたします。**

なお、本マニュアルは、**卒業時まで各ご家庭で保管していただき、活用してください。大幅な変更等があった場合には、再度配布いたします。**また、学校ＨＰにも掲載しておきます。

２　基本的な防災活動

災害はいつどこで起きるか分かりません。また、学年により下校時間が異なります。登下校中は児童の判断で避難することが必要となります。東京都から配布されている「東京防災」また、学校で配布している児童用の「防災ノート」を活用して、各ご家庭において緊急時の行動を確認してください。

東京防災　　１～３年生用　　４～５年生用







≪登下校中≫

- 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない所へ避難する。
  （防災ノート１～３年生用　Ｐ.９　　及び４～６年生用　Ｐ.７　参照）

≪家の中にいる場合≫

- 家具等が「おちてこない」「たおれてこない」「移動してこない」所へ避難する。
  （防災ノート１～３年生用　Ｐ.５　　及び４～６年生用　Ｐ.５　参照）

他にも家庭内でできる防災活動はいろいろあります。

- 避難所について
- 非常時の持ち物の整理、場所の確認
- 大雨、台風などの風水害が起きた時について
- 地域での危険な場所の確認
- 地域の防災訓練への参加

３　災害時の学校側の対応

（１）から（４）の学校の対応については、プリントもしくはメール配信、場合によっては地区の連絡網でお知らせいたします。なお、災害時における電話回線の混雑時は、災害用伝言ダイヤルを使用します。（P.７参照）また、学校の対応に関わらず、保護者が直接お子さんの引き取りを希望される場合は、学校にお越しください。

（1）台風接近時及び風水害時の対応

特別警報等が発令されると予想される場合の対応	児童在校時の対応
台風の雨やかぜに関する警報等の情報から、前日正午の時点で、翌日の狛江市に気象庁から警戒レベル３・４・５や、特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪のいずれか）あるいは警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪のいずれか）が発令されると予想される場合、翌日は自宅待機とし、自宅にてオンライン授業による学習を行います。 当日、途中からの登校はありません。 対応等について、**メール配信**を使って、連絡いたします。 特別警報や警報が発令されていなかったり、連絡がなかったりする場合でも雨・風がひどい時は、御家庭の判断で適宜様子を見て登校させてください。「遅刻」扱いにはいたしません。その際は学校へご連絡ください。 学校の電話　３４８９－５４１８	その他、児童在校時に以下の対応をすることがあります。 **（１）　大雨、台風、暴風、雷雲等が接近する前に普段より早く下校をすることがあります。** **（２）　大雨、台風、暴風、雷雲等の通過を待って普段より遅く下校をすることがあります。** ・下校を遅らせる場合は、**メール配信**を使って連絡をします。 ・学童に行く児童は、まとまって行きます。 ・迎えにおいでいただける場合は、児童と行き違いにならないように通学路を通ってきてください。 ・大雨、台風の通過が予想されるとき、家庭不在になる場合は児童に鍵を持たせてください。

（2）落雷時の対応

学校では、落雷の予報が出ている場合、校庭など外での学習活動前に雷注意報や気象情報（雷ナウキャスト等）を確認し、注意報がある場合は原則活動を中止します。また、児童・生徒に対し、危険な場所についてや落雷に遭わない安全な行動について以下の内容で日常の指導の中で行っていきます。

・落雷の兆候がある場合は、速やかに安全な場所（鉄筋コンクリート建物、車両等）へ避難すること。
・木や電柱から 4m 以上、高い木からは最低 2m 以上離れること。
・避難場所がない場合は姿勢を低くすること。
・単独の積乱雲による現象は 30 分～1 時間程度で弱まることが多く、最後の雷鳴から 30 分経過して

安全を確認してから行動すること。

（3）地震時の対応

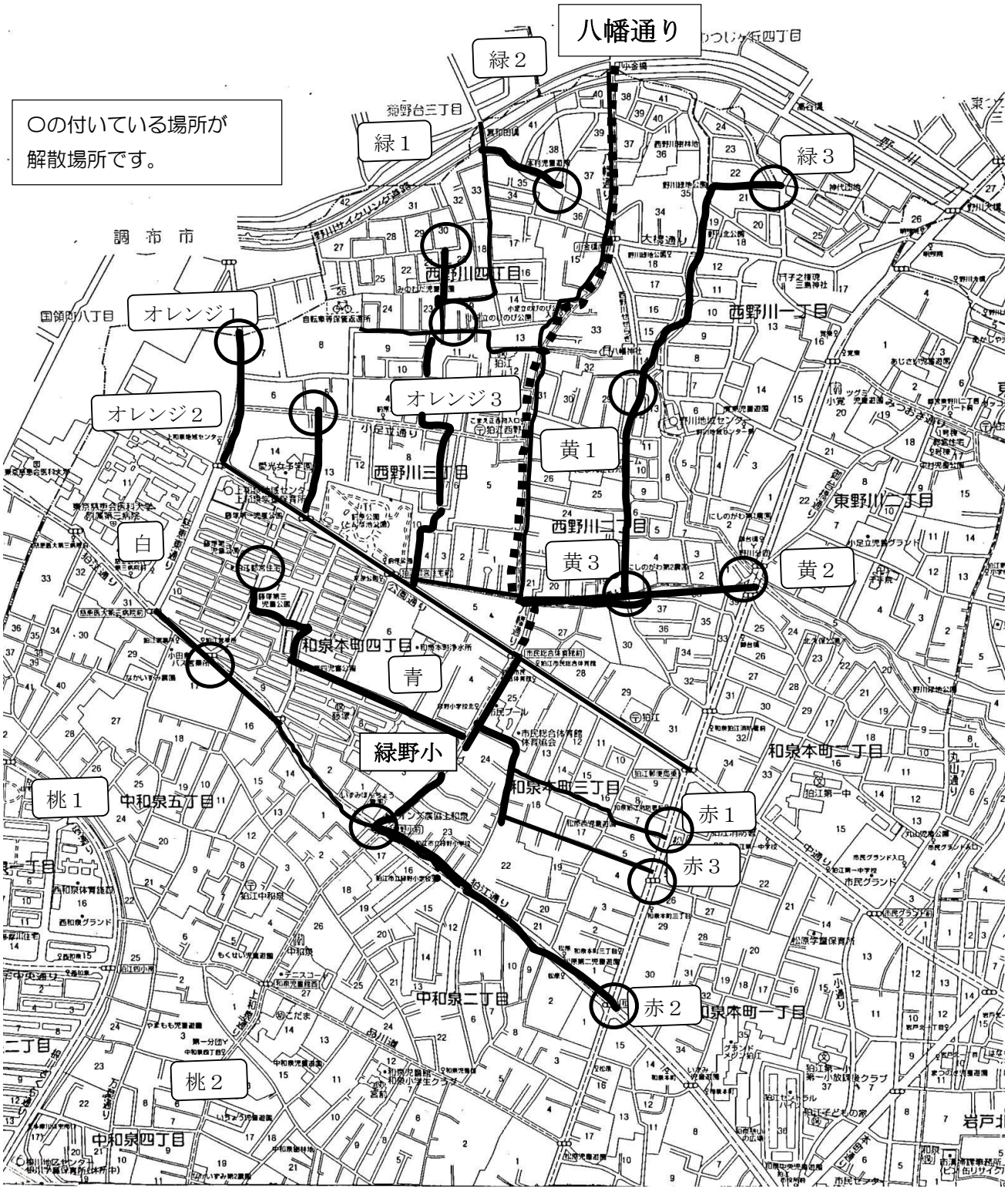
地震の程度	児童が在宅時	児童が在校時
・ 震度４以下の地震が発生。	登校前…**通常登校。** 下校後…ご家庭の判断で、最善の行動をとってください。	**通常下校。** ただし、被害の状況に応じて、地区別集団下校をする場合や、保護者に協力を呼びかける場合もあります。
・震度５弱以上の地震が発生。	**自宅で待機。**学校や公的機関の情報をもとに保護者の判断で、最善の行動をとってください。	児童を学校に止め置き、保護者の引き取りによる下校。

（4）近隣での事件・不審者等の対応

	緊急時の場面	児童在校時の学校の対応
対応１	・ 他地区での不審者、何らかの事件等、特別な問題関係はないが、**指導・通知することにより被害を未然に防ぐことが可能と考えられる場合。**	児童へ口頭での安全指導。
対応２	・ 本校以外の市内小中学校への不審者情報等により**児童が少人数での下校に不安がある場合。**	地区別集団下校、または教員による地域巡視。
対応３	・ 近隣の小中学校で不審者情報、もしくは近隣の地域の施設等で事件が発生し、**児童のみでの下校が危険であることが予想される場合。**	教員の引率による地区別集団下校。
対応４	・ 本校への不審電話、学区内での不審者情報等で児童の危険が予想され、**教員のみでの引率では児童の安全が確保されないと予想される場合。**	保護者への協力を呼びかけ、地区別集団下校。
対応５	・犯罪被害等により**児童への危険が十分に予想される場合、保護者へ直接引き渡す必要がある場合（警察の判断）**	**児童を学校に止め置き、**保護者の引き取りによる下校。

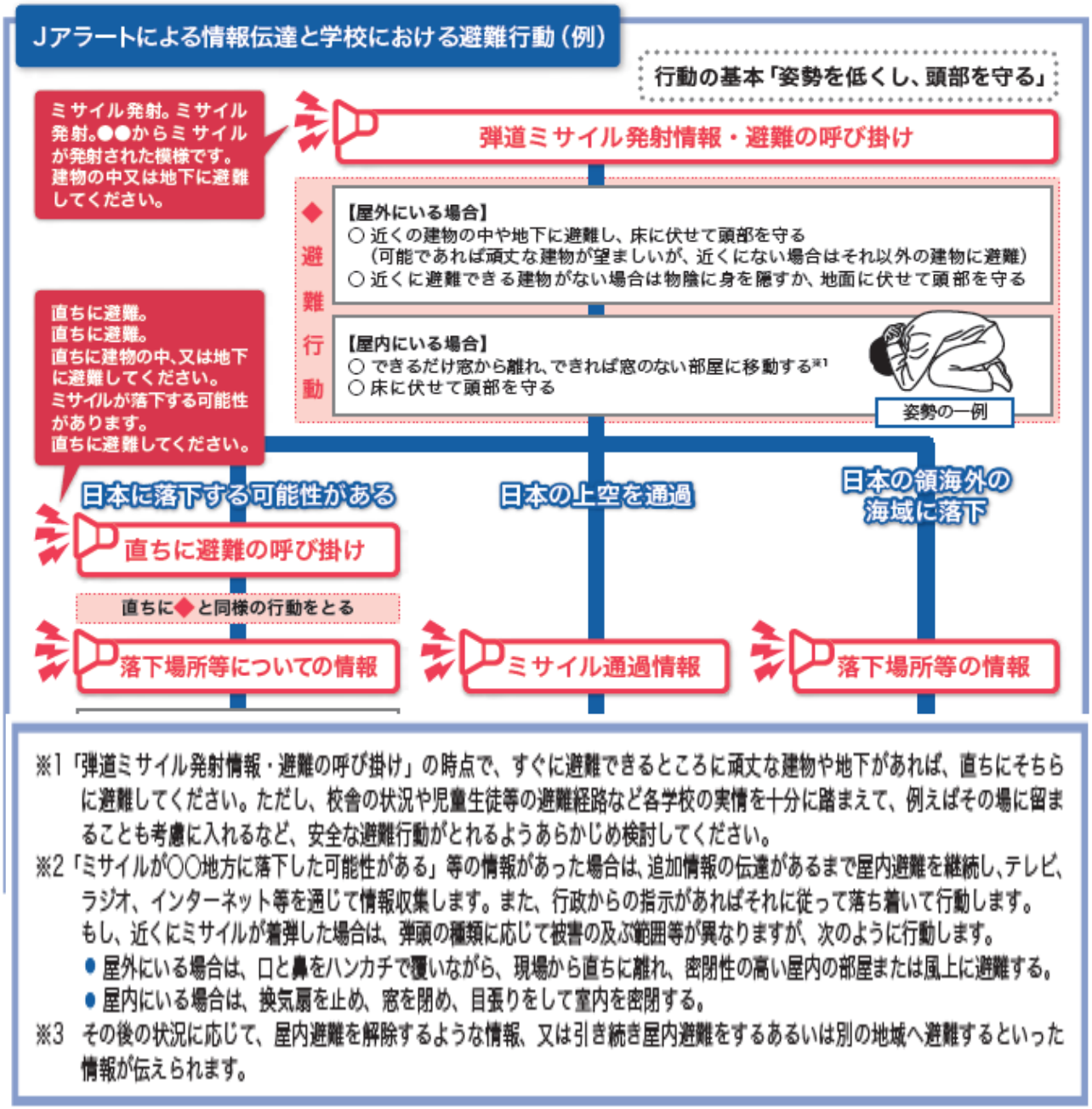
※児童が在宅時は、保護者の判断で児童の安全確保をしてください。

集団下校時メインストリート



（4）弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Ｊアラート等により情報伝達されます。Ｊアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。



※1「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。

※2「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。
もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

【参考】Ｊアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）
（学校の危機管理マニュアル作成の手引：平成 30 年２月・文部科学省）

ア　様々な場面における避難行動等の留意点

学校にいる場合	【校舎内の対応例】 ●窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る ●机の下に入って頭部を守る 【校舎外の対応例】 ●校庭の中心ではなく、物陰に身を隠す ●その場で地面に伏せて頭部を守る
校外学習中の場合	●すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにする ●活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておく ●自由行動中など教職員がそばにいない祭の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく
登下校中の場合	●そのとき入手した情報に基づき児童・生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく
児童・生徒等が自宅にいる場合	●安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが重要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておく ●登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておく

イ　学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

●早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Ｊアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するため、日常生活に戻って登校を開始してください。

●交通機関の運航の状況等、地域によって状況が異なることから、児童・生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが重要である。

●臨時休業については、Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要である。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するＪアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Ｊアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Ｊアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要がありあます。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

（5）熱中症への対応

ア　熱中症の理解について

熱中症とは、暑い環境で発生する障害の総称であり、熱中症の発生には、気温・湿度・風速・輻射熱（直射日光等）の環境要因が関係しています。同じ気温でも湿度が高いと危険性が高くなり、また、運動強度が強いほど身体の熱の発生も多く、熱中症の危険性も高まります。

イ　熱中症の予防と対策について

暑熱順化	身体が暑さに慣れることを「暑熱順化」と言います。暑熱順化は、毎日運動を継続することで獲得することができ、10 日から２週間程度で完成します。日頃から運動に取り組み、汗をかく習慣を付けていくことで、熱中症になりにくい身体をつくることが大切です。
水分補給	運動前、運動中、運動後と計画的な水分補給が必要です。児童・生徒がこまめに水分補給をすることを理解するとともに、適宜休憩時間を設定したり水分補給を促したりする等、指導者の役割が重要です。必要に応じて、スポーツドリンク等を利用して塩分を補給することも効果的です。
体調管理	体調が悪いと体温調節能力が低下し、熱中症になりやすいです。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢等、体調の悪いときには無理に運動をさせないことが重要である。体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要である。

ウ　熱中症の症状と医療機関につなぐまでの対応フロー

（ア）救急処置について

熱中症の重症度は、「具体的な治療の必要性」の観点から、以下のように分類されている。特に、「意識がない」などの脳症状の疑いがある場合は、全てⅢ度（重症）に分類し、絶対に見逃さないようにする。

分類	程度	症状	救急処置
Ⅰ度	現場での応急処置で対応できる軽症	●めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不充分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。 ●筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウムなど）の欠乏により生じる。これを「熱けいれん」と呼ぶこともある。 ●大量の発汗	○足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。 ○生理食塩水（0.9%食塩水）など濃い目の食塩水の補給や点滴により通常は回復する。
Ⅱ度	病院への搬送を必要とする中等症	●頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われている状態である。	○スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給することにより通常は回復する。水が飲めない場合には、点滴などの医療処置が必要である。

Ⅲ度	入院して集中治療の必要性のある重症	●意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある、真っすぐ走れない、歩けないなど。 ●高体温 体に触ると熱いという感触である。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われているものがこれに相当する。	○死の危険のある緊急事態であり、救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。

（イ）医療機関への連絡　※（ア）と同時並行で行う。

連絡は管理職を原則とするが、不在等の場合は他の教職員が迅速に行う。

エ　熱中症のタイプ

熱失神	めまい、失神などが見られる。顔面蒼白となり、脈は速くて弱くなる。
熱痙攣	足、腕、腹部の筋肉に痛みを伴った痙攣が起こる。
熱疲労	脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気等見られる。
熱射病	高体温と意識障害（応答が鈍い、言動がおかしい、意識がない）等の症状を呈し、多臓器不全等を併発するなど、死亡率が高い。

オ　熱射病が疑われる場合の身体冷却法

●現場での身体冷却法としては、バスタブが準備でき、医療スタッフが対応可能な場合には、氷水に全身を浸して冷却する「氷水浴／冷水浴法」が最も効果的とされており、学校や一般のスポーツ現場では、水道につないだホースで全身に水をかけ続ける「水道水散布法」が、次に推奨されている。

●それも困難な場合や学校現場などでは、エアコン（最強で）の利いた保健室に収容し、氷水の洗面器やバケツで濡らしたタオルをたくさん用意し、全身にのせて、次々に取り換える必要がある。扇風機を併用したり、氷やアイスパックなどを頚、腋の下、脚の付け根など太い血管に当てて追加的に冷やしたりすることも効果的である。

●熱射病が疑われる場合には身体冷却を躊躇すべきではなく、その場合には「寒い」というまで冷却する。運動時の熱射病の救命は、いかに速く（約 30 分以内に）体温を 40℃以下に下げることができるかにかかっている。現場で可能な方法を組み合わせて冷却を開始し、救急隊の到着を待つことが重要である。

カ　熱中症予防運動指針

気温 （※参考）	WBGT 温度	指針	
35℃以上	31℃以上	運動は 原則中止	●WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 （激しい運動は中止）	●WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 ●運動する場合には、頻繁に休息をとり、水分・塩分の補給を行う。 ●体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 （積極的に休息）	●WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、適宜水分・塩分を補給する。 ●激しい運動では、30 分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 （積極的に水分補給）	●WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 ●熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 （適宜水分補給）	●WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 ●持久走などではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

４　引き渡しについて

引き渡しは、**原則として、『児童緊急連絡カード』に記入していただいた方に児童を引き渡します。**緊急時、保護者の方が引き取りに来られないことが予想されますので、近隣の方や親しい方と防災対策について話し合い、お互いの了承を得たうえでご記入ください。年度初めに「㊙児童カード」をお渡ししますので、変更があれば赤で訂正してください。新一年生に関しては入学説明会でお配りしております。

（１）引き渡しの判断

警戒宣言が発令された場合、または**震度５弱以上の地震あるいは災害**により被災した場合、保護者の引き取りによる下校とします。

（２）待機時の留意点

☆ 不安を訴える児童・生徒のために、心のケアを最優先にする。
☆ 待機時間が長引くことを想定して、飲料水・食料の確保、宿泊準備も考えておく。
☆ 近隣の被災への対応や、負傷者への対応などと、待機児童・生徒の対応が混同しないよう職員の分担を明確にして臨機応変に対応する。

（３）校外で引き渡す場合の流れ

１　二次災害の危険性の有無を考慮しながら、引き渡しが可能かどうかを判断する。
２　日帰りか宿泊かによって対応は異なる。
特に宿泊行事の場合の対応は、滞在先の状況や帰校までの交通状況によって大幅に左右されるので、学校待機者や市教委と連絡を取りながら判断する。
３　「学校に戻って引き渡す場合」と「現地で引き渡す場合」の両方を想定し、どちらが安全かを判断する。
４　現地で引き渡す場合は、学校残留職員と連携し、交通手段の確保や現地への予想到着時刻を確認した上で、保護者に引き取りに来てもらう。

５　災害用伝言ダイヤル１７１

災害用伝言ダイヤル１７１（災害ダイヤル１７１）

災害時、停電などによるメール配信不能や、電話回線普通などの状況になった場合、安否の確認などには、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル（災害ダイヤル１７１）を活用します。

①　「１７１」をダイヤルします。

［ガイダンス］

「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。
録音される方は「１」、再生される方は「２」、暗証番号を利用する録音は「３」、暗証番号を利用する再生は「４」をダイヤルしてください。」

②　再生「２」を選択する。

［ガイダンス］

「被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」

③　緑野小学校の電話番号「０３-３４８９-５４１８」をダイヤルする。

※ 伝言ダイヤルセンターに接続されます。

［ガイダンス］

「電話番号「０３-３４８９-５４１８」の伝言をお伝えします。
プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「１」のあと「＃（シャープ)」を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。
なお、電話番号が誤りの場合、もう一度お掛け直しください。」

④　プッシュ式電話の場合　:「１」「＃（シャープ)」を押す。

ダイヤル式の電話の場合：そのまま待つ。

［プッシュ式電話のガイダンス］

「新しい伝言からお伝えします。
伝言を繰り返すときは、数字の「８」のあと「＃（シャープ)」を、
次の伝言に移るときは、数字の「９」のあと「＃（シャープ)」を押してください。」

［ダイヤル式電話のガイダンス］

「新しい伝言からお伝えします。」

⑤　伝言が再生されます。（３０秒以内ですので、要点のみお知らせします。）

【伝言の例】　「緑野小学校です。現在、児童は校庭に避難しており、全員無事です。児童の引き渡しを行いますので、引取りをお願いします。」

※上記②の操作で、「１」を選択すると伝言を吹き込む操作となりますので、必ず「２」を選択してください。

ここ数年、子どもの住所や電話番号を聞き出そうと、宅配業者・電話業者・保護者などを装い巧妙な手口で住所や電話番号を問い合わせる事例が多発しています。学校や行政機関がご家庭から個人情報を聞き出すことはいっさいありません。

そこで、もしも不審電話がかかってきた際に、きっぱりと断ることができるように、不審電話への対応について、学校では次のような指導を行っています。

〇知らない人に友だちの電話番号や住所を教えてはいけません。
〇知らない人からの電話は、保護者に代わってもらう。
〇保護者がその場にいない場合には、下記のマニュアルのように対応する。
〇保護者の方が帰宅された時に不審の電話があったことを報告する。

★ご協力いただきたい事柄

１　クラスの緊急連絡網は、安全管理上配布いたしません。
２　知らない人に友だちの電話番号や住所を教えてはいけないことを、再度ご指導ください。
３　不審電話と思われる場合は、学校に問い合わせるよう伝え、電話を切ることをご指導ください。
４　<u>不審電話がありました時は、できるだけ早く学校にご連絡ください。</u>

記

★ふしんでんわへのこたえかた

〇わかりません。ともだちのでんわばんごうや、じゅうしょをおしえてはいけないといわれています。がっこうにでんわしてください。

７　ＳＮＳ・タブレット緑野小ルール

学校では、「緑野小ＳＮＳ・タブレット学校ルール」を策定しました。ぜひご家庭でも使い方について話し合い、家庭でのルール作りにいかしてください。

ＳＮＳ緑野小ルール

学校では、「緑野小ＳＮＳ学校ルール」を策定しました。ぜひご家庭でも使い方について話し合い、家庭でのルール作りにいかしてください。

ＳＮＳ緑野小ルール

＊ＳＮＳ・・・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。ネット上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。（メール、掲示板、無料通話アプリ、画像投稿サービス等）

１　自分(じぶん)のために



- 家族(かぞく)と相談(そうだん)して、時間(じかん)を決(き)めて使(つか)いましょう。
- 夜(よる)９時(じ)を過(す)ぎたら使(つか)いません。
- 自分(じぶん)の写真(しゃしん)や個人情報(こじんじょうほう)はのせません。
- トラブルや困(こま)ったことがあったら、すぐに大人(おとな)に相談(そうだん)しましょう。

２　相手(あいて)のために

- 他(ほか)の人(ひと)の写真(しゃしん)や個人情報(こじんじょうほう)を勝手(かって)にのせません。
- 送信(そうしん)するときは、相手(あいて)の気持(きも)ちになって必(かなら)ず読(よ)み返(かえ)しましょう。
- 他(ほか)の人(ひと)を傷(きず)つけたり、嫌(いや)な気持(きも)ちにさせたりする言葉(ことば)は書(か)き込(こ)みません。
- 相手(あいて)の家(いえ)にもルールがあります。
- 送信時刻(そうしんじこく)や送信回数(そうしんかいすう)に気(き)を付(つ)けましょう。
- 大切(たいせつ)なことは、直接(ちょくせつ)会(あ)って話(はな)しましょう。

※ご家庭でＳＮＳの使用について話し合ってみてください。
□にチェック（✔）をして確認してください。

□学校がある日のスマートフォン（またはケータイ）の利用時間は ____:____ まで、休みの日は ____:____ までが基本です。 それ以降にどうしても使う必要があるときは、かくれて使ったりせずに相談しましょう。

□インターネットは常に世界中の人が使っています。 ソーシャルメディアを利用する際は、情報発信者としての自覚と責任をもち、法令・規範などをしっかり守りましょう。

□ソーシャルメディア提供側が示す利用規約はきちんと読み、必ず守りましょう。理解するのが難しいようなら、お家の人と一緒に確認しましょう。

□公共の場でスマートフォン等のデジタル機器を利用するときは、ルールやマナーを守りましょう。（マナーモード指示を守る、「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」はしないなど。）

□自分だけでなく、友人・知人の個人情報に関する書き込みは行ってはいけません。

□自分以外の人の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得ましょう。（許可を得る前に、インターネットに公開してもいい内容かどうか判断する必要があります）

□トラブルに巻き込まれたとき、もしくはその可能性があるときは、必ず相談しましょう。

□他人になりすまして情報を発信してはいけません。人をおとしいれるような言動は絶対にしてはいけません。

□「友だち」の登録は、信頼できる人や知っている人だけにしましょう。また、知っている人から「友だち申請」が届いたとしても、本当に本人かどうかをしっかり確かめましょう。

□他人を中傷したり、侮辱したりするような投稿をしてはいけません。

□違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報を投稿してはいけません。（未成年者によるネット選挙活動も違法行為にあたるため、注意が必要です）

□公共ルールやマナーに反するような行為をすることも、それをアピールするような情報（写真も含む）を投稿することもいけません。

もし、トラブルに巻き込まれてしまった場合

ネット上でトラブルに巻き込まれてしまい、自分では解決できないなと思うことがあるかもしれません。

そんな時はすぐにおうちの人か、担任の先生に相談しましょう。最初の対応を間違えてしまうと、被害を大きくしてしまうこともあるかもしれません。闇雲に対応してしまう前に是非相談してください。

どうしても家族や先生に話せないという人は以下に連絡しましょう。必ず助けてくれます。

東京都消費生活総合センター
０３－３２３５－１１５５

８　緑野小いじめ防止基本方針

１　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（１）いじめの定義（「いじめ防止対策推進法　第２条」より）

この法律について「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、おこった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

（２）　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

２ いじめ防止対策組織

生活指導部会内に「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員、ＳＳＷ等と連携する。

（１）学校いじめ対策委員会の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・月一回、学校いじめ対策委員会を開き、いじめ防止についての取り組み状況等の情報交換を行う。

・毎週金曜日の生活指導夕会において、児童の状況の情報交換を行う。
・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 相談体制

・校務分掌に、「校内委員会」を設置し、特別な教育的支援を必要とする児童について校内支援を行う。教育相談員による個別の児童や学級集団の観察を、定期的に行い、児童、保護者、教員に対してよりより学校生活を送るための助言と、情報の共有を行う。また、警察との連携・情報共有を徹底する。

エ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・学校便り等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

オ いじめに対する措置

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1） いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、ＷＥＢＱＵアンケートの結果を分析し、いじめの児童の状況を客観的にとらえ、学級経営に活用する。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、いのちの大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（2）いじめの早期発見の取組

ア 児童アンケートを定期的に実施し、小さなサインを見逃さないように努める。

イ 特に、思春期の入口の５年生においては、全児童に対しスクールカウンセラーとの全員面接を行う。

ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ　いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

（3）いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや教育相談員、ＳＳＷ等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

４ 重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をする。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「学校いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（３）調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

（４）直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるようにする。

５ 学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び児童・保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

６ その他

（１）いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

（２）「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配布し、ホームページに掲載する。

（３）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

（４）警察との連絡窓口として生活指導主任が担当する。

7　いじめ未然防止のための年間指導計画

	主な取り組み	具体的な活動内容
４月	○児童観察・理解	・前担任やふたば学級担任、スクールカウンセラーとの引き継ぎ事項の確認。
	○学級づくり	・学年会における、学年経営・学級経営方針の決定。
	○保護者会	・学校・学年・学級の指導方針の説明。
	○生活指導全体会	・配慮児童に対する教職員の共通理解。
５月	○個人面談 地域訪問	・保護者からの児童の実態把握および指導の連携。
６月	○ふれあい月間	・いじめ防止に向けた指導方法の再確認。
	○研修会	・いじめ問題の理解と対策についての事例研修。
	○QU 調査	・友達関係や学校生活における意識調査。 ・いじめの有無の調査。
	○巡回相談	・専門家による、配慮児童の分析と指導方法の助言。
７月	○QU 調査分析	・担任・学年による調査結果の分析・指導の見直し。
８月	○校内委員会研修	・専門家による児童理解の方法と手立て。
９月	○保護者会	・保護者からの夏休みの児童の様子を把握。
１０月	○巡回相談	・専門家による、配慮児童の分析と指導方法の助言。
１１月	○ふれあい月間 ○QU 調査 ○個人面談	・道徳を中心とする、いじめ防止教材を活用した授業の実施。 ・友人関係や学校生活における意識調査。 ・いじめの有無の調査。 ・保護者からの児童の実態把握および指導の連携。
１２月	○QU 調査分析	・担任・学年による調査結果の分析・指導の見直し。
１月	○保護者会	・保護者からの冬休みの児童の様子を把握。
２月	○ふれあい月間 ○巡回相談 ○児童アンケート ○保護者会	・道徳を中心とする、いじめ防止教材を活用した授業を実施。 ・専門家による、配慮児童の分析と指導方法の助言。 ・アンケートによる児童の意識調査の実施。
３月	○校内委員会全体会	・配慮児童についての共通理解と今後の課題。 ・引き継ぎ事項の確認と整理。

※５年生全員を対象に、スクールカウンセラーとの面談を予定しています。

※年度によって、取り組みが変更される場合もあります。